

平成 22 年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成 22 年版「出入国管理」の発刊に当たって

昭和 34 年から発刊されている「出入国管理」は、本書で 16 冊目になります。平成 15 年版以前の「出入国管理」では、5 年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化していることから、16 年版以後、「出入国管理」は毎年の出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

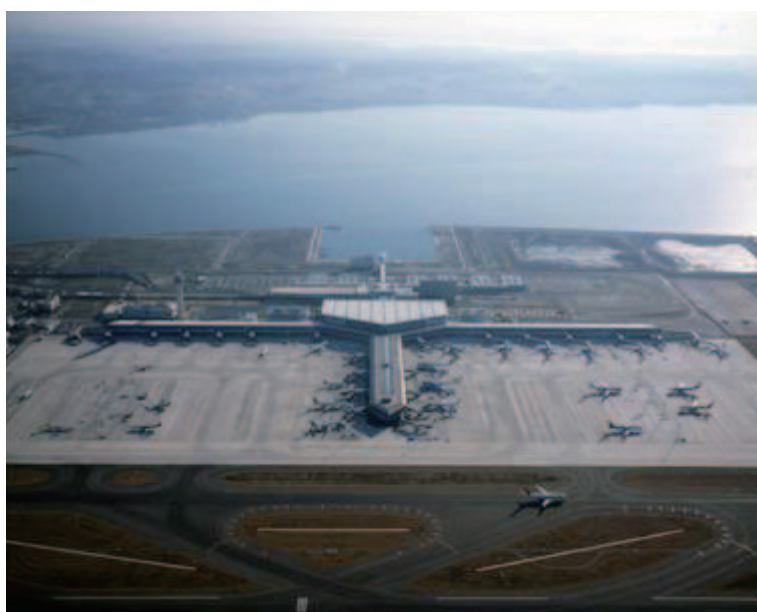
近年、外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者の一層の受入れ、人口減少時代・少子高齢化社会における対応、不法滞在者・偽装滞在者の縮減及びテロリスト等の確実な入国阻止など、出入国管理行政に関する様々な課題が挙がっています。

このような状況の中で、出入国管理行政は、国際交流や経済の発展等のために外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など、我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという、「円滑化」と「厳格化」の双方の方策を的確に遂行していく必要があります。そのためにも、まず、出入国管理行政が具体的にどのような状況にあり、どのような施策を実施しているのか、広くご理解いただきたいと考えています。

この平成 22 年版「出入国管理」では、17 年から 21 年までの過去 5 年間の業務の推移を見つつ、最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策について 21 年度を中心にまとめ、紹介しています。

第 1 部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の入国・在留等の状況（第 1 章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第 2 章）、難民認定業務等の状況（第 3 章）、人身取引対策の推進及び外国人 DV 被害者の適切な保護（第 4 章）、外国人登録の実施状況（第 5 章）について統計資料を基に紹介しています。

第2部では、「平成21年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として、第4次出入国管理基本計画の策定（第1章）、新たな在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組（第2章）、円滑かつ厳格な入国審査等の実施（第3章）、専門分野の人材の受入れの推進に向けた取組（第4章）、研修・技能実習制度に係る施策等（第5章）、留学生及び就学生の適正かつ円滑な受入れ（第6章）、国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策（第7章）、在留特別許可の適正な



中部国際空港（平成17年3月：写真提供中部国際空港株式会社）

運用（第8章）、難民の適正かつ迅速な庇護の推進（第9章）、国際社会への対応（第10章）、広報活動と行政サービスの向上（第11章）について紹介しています。

また、資料編では、平成21年度以降の出入国管理行政に関する主な出来事などを中心に紹介しています。

本報告書を通じ、出入国管理行政が皆様にとって身近で親しみやすいものとなることができれば幸いです。

平成22年11月

法務省入国管理局長

田内正宏

平成 22 年版「出入国管理」のポイント

平成 22 年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政をめぐる状況（第 1 部）、主要な施策（第 2 部）及び資料編で構成。
- 第 1 部では、平成 17 年から 21 年までの 5 年間の業務の推移を見つつ、21 年の状況を記載。
- 第 2 部では、平成 21 年度における主要な施策を記載。

第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

- **平成 21 年における外国人入国者数**
平成 21 年における外国人入国者数（再入国者数を含む）は約 758 万人、再入国者数を除いた新規入国者については約 612 万人で、前年の外国人入国者数に比べ約 156 万人（約 17.1%）、新規入国者数は約 159 万人（約 20.6%）の減少となった。
- **平成 21 年末現在の外国人登録者数**
平成 21 年末現在の外国人登録者数は 218 万 6,121 人で、過去最高を記録した 20 年末と比べ 1.4% 減少しているが、11 年末に比べ 40.5% の増加となるなど、長期的には増加傾向にある。
また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は 1.71% であり、20 年末と比べ 0.03 ポイント低くなっている。
- **不法残留者数**
平成 22 年 1 月 1 日現在の不法残留者数は、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施等総合的な不法滞在対策により、21 年ぶりに 10 万人を下回る 9 万 1,778 人であり、過去最高であった平成 5 年 5 月 1 日現在の 29 万 8,646 人から一貫して減少している。

第 2 部 平成 21 年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

- **第 4 次出入国管理基本計画の策定**
 - ・ 出入国管理基本計画は、適正かつ円滑な出入国管理行政を実現するために、法務大臣が我が国に入国・在留する外国人の状況を明らかにした上で、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項その他関係する施策に関し必要な事項を定めるものである。
 - ・ 第 4 次出入国管理基本計画は、我が国社会に活力をもたらす外国人の受入れの推進、安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在対策等の推進、新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開、難民の適正かつ迅速な庇護の推進のための取組など、出入国管理をめぐる状況が様々に変化する中において、出入国管理行政の施策の基本的な考え方を内外に示し、的確に対応していくため、平成 22 年 3 月 30 日に策定された。
- **新たな在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組**
 - ・ 平成 21 年 7 月 8 日、第 171 回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、同月 15 日に公布された（平成 21 年法律第 79 号）。この法律により、外国人登録制度の根拠となってきた外国人登録法が廃止され在留管理の機能が出入国管理及び難民認定法に一元化されることにより、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する「新たな在留管理制度」が導入されることとなった。
また、時を同じくして可決・成立及び公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 77 号）により、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人等が住民基本台帳法の適用対象に加わることとなり、市区町村において外国人住民に関する住民票が作成されることとなった。
 - ・ 新たな在留管理制度への円滑な移行等のため、電算システムの開発のほか、市区町村と連携して行う業務の進め方等について関係省庁等とともに検討を行っている。
- **円滑かつ厳格な入国審査等の実施**
 - ・ 我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、セカンダリ審査（二次的審査）の導入及び自動化ゲートの設置・増設等により、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。
 - ・ 国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、個人識別情報、ICPO 紛失・盗難旅券データベース検索システム及び事前旅客情報システム（A

P I S) 等を活用した、厳格な出入国審査を継続して実施している。

○ 専門分野の人材の受入れの推進

- ・ 平成 21 年 3 月 31 日、「研究」の在留資格に係る基準省令を改正し、企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、上陸許可基準の見直しを行ったところであり、同年 7 月 1 日から施行されている。
- ・ 平成 21 年 7 月から入国・在留諸申請における申請書の様式を変更し、所属機関等が申請書を一部作成することとなったことに伴い、同年 9 月からは、上場企業等一定の規模等を有する企業等に就職する外国人については、申請書のみの提出を求め、提出資料の大幅な簡素化を図るとともに、在留資格認定証明書交付申請については、申請受理日から 10 日程度をめどとして迅速に処理することとした。

○ 研修・技能実習制度に係る施策

- ・ 研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、平成 21 年 7 月 15 日に公布された改正入管法において研修・技能実習制度の見直しが図られ、22 年 7 月 1 日から新たな研修・技能実習制度の運用が開始されたところであり、制度の適正化に向けた取組を行っている。
- ・ 入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを 3 年間停止している。平成 21 年には 360 機関に対して「不正行為」を認定している。

○ 留学生及び就学生の適正かつ円滑な受入れ

平成 20 年 7 月に、文部科学省を始めとする関係各省により「留学生 30 万人計画」骨子が策定され、21 年 1 月には法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において「留学生及び就学生の受入れに関する提言」がとりまとめられたところ、これらを踏まえて、同年 4 月から大学等を卒業した留学生が行う就職活動を最長 1 年間可能としたほか、入管法改正により 22 年 7 月に在留資格「留学」と「就学」を一本化する措置を行った。

○ 不法滞在者・偽装滞在者対策の実施

- ・ 不法残留者数は着実に減少してきており、これまでの取組の成果が現れているものと考えられるが、不法滞在者は今なお 11 万人以上も潜在していると考えられるため、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者の縮減に努めている。
- ・ 偽装滞在者とは、「偽装婚、偽装留学など、身分・活動目的を偽り、正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者」のことであり、表見上はあくまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握するまでには至っていないが、在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は看過できないものであり、我が国の出入国管理行政の根幹に関わるものであることから、入国管理局としては、資格外活動違反者への摘発強化及び情報の収集・分析の強化などに努めている。

○ 被收容者の処遇の適正化に向けた取組

入国者收容所等においては、保安上支障がない範囲内において、被收容者にはできる限りの自由を与える等の人権を十分尊重した適正な処遇を行うよう配慮しているところ、平成 22 年 7 月に外部の有識者で構成される「入国者收容所等視察委員会」を設置し、警備処遇の透明性をより一層確保するとともに、入国者收容所等の運営の改善向上を図ることとした。

○ 在留特別許可の適正な運用

「在留特別許可に係るガイドライン」の策定・公表、「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の公表といった措置を講じ、在留特別許可の透明性及び予見可能性の向上に取り組んでいるところであるが、平成 21 年 7 月には同ガイドラインを改定し、在留特別許可の許可判断を行うに当たっての考え方を示すなど、更なる適正な運用に取り組んでいる。

○ 第三国定住による難民の受入れ

「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成 20 年 12 月 16 日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」（平成 20 年 12 月 19 日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成 22 年度からは、パイロットケースとして、タイのメーラキャンプに滞在するミャンマー難民受入れ及び定住支援が開始されることから、21 年度は関係行政機関と連携した検討・準備を行った。

○ 国際社会への対応

- ・ 各国との経済連携協定（E P A）締結交渉等に積極的に参画した。
- ・ G 8、アジア欧州会合（A S E M）を始めとする国際会議に参加し、各国との議論や意見交換を通して協力関係の構築や情報共有等に努めている。
- ・ 東南アジア諸国を始め環太平洋諸国などの国と地域の出入国管理機関の担当者等を招へいして、平成 21 年 12 月に出入国管理セミナーを開催し、「各参加国（地域）の出入国管理行政におけるこの 1 年間の取組」、「各国における人身取引の現状とその防止策」及び「不正・不法な出入国の現状とその防止策」について意見交換を行い、参加各国の効果的な出入国管理政策の立案及び運用に貢献している。

○ 行政サービスの向上

- ・ 高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン（プライオリティレーン）を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めているほか、入国審査官の配置を弾力的に行う等して、出入国審査時の混雑の緩和に努めている。
- ・ 親切で真心のこもった行政を実現するために“さわやか行政サービス運動”に取り組み、各地方入国管理局等では、接遇に係る研修を実施する等職員の行政サービスに関する意識の向上及び応接態度の改善を継続的に行っているほか、窓口環境の整備や各種案内サービスの工夫等その改善に取り組んでいる。
- ・ 定住外国人が集住する地域の地方公共団体等と連携して、入国・在留手続等の行政手続のほか生活に関する相談、情報提供を行うワンストップ型の相談センターを、平成 21 年 4 月に静岡県浜松市、同年 8 月に埼玉県さいたま市及び同年 11 月に東京都新宿区にそれぞれ開設し、運営している。

平成 22 年版「出入国管理」目次

はじめにー平成 22 年版「出入国管理」の発刊に当たって
平成 22 年版「出入国管理」のポイント

目次

第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

第 1 章 外国人の入国・在留等の状況

第 1 節◆外国人の出入国の状況	2
1 外国人の出入国者数の推移	2
(1) 外国人の入国	2
ア 入国者数	2
イ 国籍（出身地）別	3
ウ 男女別・年齢別	4
エ 入国目的（在留資格）別	4
(ア) 短期滞在者	5
(イ) 就労を目的とする外国人	7
(ウ) 学ぶことを目的とする外国人	9
(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人	12
(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く）	13
(3) 外国人の出国	14
2 上陸審判状況	14
(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	14
(2) 被上陸拒否者	16
(3) 上陸特別許可	17
3 入国事前審査状況	18
(1) 査証事前協議	18
(2) 在留資格認定証明書	18
第 2 節◆外国人の在留の状況	19
1 外国人登録者数	19
(1) 総数	19
(2) 国籍（出身地）別	20
(3) 目的（在留資格）別	20

ア 永住者・特別永住者.....	20
イ 就労を目的とする外国人.....	22
ウ 留学生・就学生.....	23
エ 研修生・技能実習生.....	23
オ 身分又は地位に基づき在留する外国人.....	24

2 在留審査の状況	24
（1）在留期間更新の許可.....	25
（2）在留資格変更の許可.....	25
ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可.....	25
イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可.....	26
（3）在留資格取得の許可.....	27
（4）再入国の許可.....	28
（5）資格外活動の許可.....	28
（6）永住許可.....	28

第3節◆日本人の出帰国の状況..... 29

1 出国者	29
（1）総数.....	29
（2）男女別・年齢別.....	29
（3）空港・海港別.....	30
2 帰国者	30

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節◆不法残留者の状況..... 32

1 国籍（出身地）別	32
2 在留資格別	34

第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要..... 34

1 退去強制事由別	34
（1）不法入国.....	35
（2）不法上陸.....	36
（3）不法残留.....	37
（4）資格外活動.....	37
2 不法就労事件	38
（1）概況.....	38
（2）国籍（出身地）別.....	38
（3）男女別.....	39
（4）就労内容別.....	39
（5）稼働場所（都道府県）別.....	40

3	違反審判の概況	41
	(1) 事件の受理・処理	41
	(2) 退去強制令書の発付	42
	(3) 仮放免	43
	(4) 在留特別許可	43
4	送還の概況	44
	(1) 国費送還	45
	(2) 自費出国	45
	(3) 運送業者の責任と費用による送還	46
5	出国命令事件	46
	(1) 概要	46
	(2) 違反調査	46
	ア 国籍（出身地）別	46
	イ 適条別	47
	(3) 審査	47
	ア 事件の受理・処理	47
	イ 出国命令書の交付	47
	(4) 出国確認	48

第3章 難民認定業務等の状況

第1節◆難民認定の申請及び処理	49
1 難民認定申請	49
2 難民認定申請の処理	50
3 仮滞在許可制度の運用状況	50
第2節◆異議申立て	51
1 異議申立て	51
2 異議申立ての処理	52
第3節◆難民審査参与員制度の意義と運用状況	52
第4節◆一時庇護のための上陸の許可	52

第4章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第1節◆人身取引対策の推進	53
1 平成21年中における人身取引の被害者数及び事例	53
2 平成21年中に人身取引の加害者として退去強制した外国人の数	54

第2節◆外国人DV被害者の適切な保護	54
1 概要	54
2 平成21年中における外国人DV被害者の認知件数	55
第5章 外国人登録の実施状況	
第1節◆新規登録及び登録の閉鎖	56
第2節◆変更登録	56
第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）	57
第4節◆地方公共団体と外国人登録	58

第2部 平成21年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 第4次出入国管理基本計画の策定

第1節◆第4次出入国管理基本計画の策定に係る検討	60
1 出入国管理政策懇談会の開催	60
(1) 出入国管理政策懇談会における議論	60
(2) 出入国管理政策懇談会の報告書の概要	60
2 意見募集（パブリック・コメント）の実施	62
第2節◆第4次出入国管理基本計画における基本方針	62
1 基本的考え方	62
2 今後の出入国管理行政における4つの基本方針	63
第3節◆第4次出入国管理基本計画の主要施策	64
1 我が国社会に活力をもたらす外国人の受入れ	64
(1) 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ	64
(2) 日系人の受入れ	64
(3) 国際交流の一層の推進	65
(4) 研修・技能実習制度の適正化への取組	65
2 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進	65
(1) 被収容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	65
(2) 在留特別許可の適正な運用	65
3 新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開	65
(1) 情報を活用した適正な在留管理の実現	66
(2) 外国人との共生社会の実現に向けた取組	66
4 難民の適正かつ迅速な庇護の推進	66
(1) 適正かつ迅速な難民認定のための取組	66
(2) 第三国定住による難民の受入れ	66

第2章 新たな在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組

第1節◆制度の概要	67
1 新たな在留管理制度	67
(1) 導入の経緯・背景	67
(2) 新たな在留管理制度により導入される措置	67

(3) 特別永住者に係る措置	68
2 外国人住民に係る住民基本台帳制度	69
(1) 外国人台帳制度の整備過程	69
(2) 外国人住民に係る住民基本台帳制度	69
第2節◆制度の導入に向けた取組状況	70
1 新たな在留管理制度への円滑な移行	70
2 外国人住民に係る住民基本台帳制度への円滑な移行	70
(1) 総務省、地方公共団体との連携及び情報提供	70
(2) 正確な登録を確保するための措置	70
第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施	
第1節◆観光立国実現に向けた取組	72
1 審査待ち時間短縮のための取組	72
2 自動化ゲート	72
第2節◆水際対策の強化	73
1 個人識別情報を活用した入国審査の実施	73
2 I C P O紛失・盗難旅券情報の活用	73
3 A P I Sを活用した出入国審査	73
第3節◆その他	74
1 ワーキング・ホリデーに係る「特定活動」告示の改正	74
(1) 台湾居住者	74
(2) 香港特別行政区	74
2 新型インフルエンザ対策	74
第4章 専門分野の人材の受入れの推進に向けた取組	
第1節◆企業内転勤に係る基準省令の見直し	75
1 「研究」の在留資格に係る基準省令の改正	75
2 「企業内転勤」等の在留資格に係る基準省令の改正	75
第2節◆入国・在留諸申請に係る提出書類の簡素化・迅速化等	75
第5章 研修・技能実習制度に係る施策等	
第1節◆制度の適正化に向けた措置	77
第2節◆不適正な事案への対処	78

第6章 留学生及び就学生の適正かつ円滑な受入れ

第1節◆留学生及び就学生の適正かつ円滑な入国・在留審査	80
-----------------------------	----

第2節◆留学生及び就学生の受入れに関する施策の実施状況	80
-----------------------------	----

1 適正かつ円滑な入国・在留審査	80
2 留学生の就職に係る在留手続上の支援	80
3 在留期間の伸長	81
4 在留資格「留学」と「就学」の一本化	81
5 資格外活動許可の見直し	81

第7章 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策

第1節◆不法滞在者対策の実施	83
----------------	----

1 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組	83
2 更なる不法滞在者の削減に向けた取組	83
（1）摘発の強化	83
（2）不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化	84
（3）出頭申告の促進	84

第2節◆偽装滞在者対策の実施	84
----------------	----

1 偽装滞在者等について	84
2 偽装滞在者等への取締りの実施	85
（1）資格外活動違反者への摘発強化	85
（2）情報の収集・分析の強化	85

第3節◆処遇の適正化に向けた取組	85
------------------	----

1 被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組	85
2 入国者收容所等視察委員会の活動等	85

第8章 在留特別許可の適正な運用

第1節◆「在留特別許可に係るガイドライン」の策定・公表	86
-----------------------------	----

第2節◆「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の公表	86
--	----

第9章 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

第1節◆適正かつ迅速な難民認定のための取組	87
-----------------------	----

第2節◆第三国定住による難民の受入れ	87
--------------------	----

第10章 国際社会への対応

第1節◆条約及び国際会議への対応	88
------------------	----

1 条約締結等への対応	88
（1）各国とのE P A締結交渉への主な対応	88
（2）人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	88
2 国際会議への対応	89
（1）G 8ローマ・リヨングループ移民専門家会合	89
（2）アジア欧州（A S E M）移民管理局長級会合	89
（3）その他の国際会議等	89

第2節◆出入国管理セミナーの開催	89
------------------	----

第11章 広報活動と行政サービスの向上

第1節◆広報活動の推進	90
-------------	----

第2節◆行政サービスの向上	91
---------------	----

1 上陸審査手続の円滑化	91
2 外国人への案内サービス	91
3 入国管理局ホームページ	92

資料編

資料編 1	平成 21 年 4 月 1 日以降の主な出来事	94
資料編 2	統計	96
	(1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移	96
	(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移	102
	(3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況（平成 21 年）	106
	(4) 偽変造文書発見件数の推移	106
資料編 3	制度見直し後の研修・技能実習制度の概要	107
資料編 4	第 5 次出入国管理政策懇談会報告書 「今後の出入国管理行政の在り方」の概要	108
資料編 5	第 4 次出入国管理基本計画の概要	109
資料編 6	出入国管理関係訴訟	110
第 1 節◆概況		110
第 2 節◆主な裁判例		111
資料編 7	組織・体制の拡充	114
第 1 節◆組織・機構		114
1 入国管理官署の概要		114
2 入国管理官署の組織の見直し		115
第 2 節◆職員		117
1 入国管理局職員		117
2 増員		117
(1) 東京入国管理局羽田空港支局等における出入国審査体制の強化		119
(2) 名古屋入国管理局等における在留管理体制の強化		119
(3) 東京入国管理局羽田空港支局における摘発体制の強化等		119
(4) 東京入国管理局等における難民審判体制の強化		120
3 研修		120

資料編 8 予算等 121

第 1 節◆予算 121

第 2 節◆施設 122

(本文関係図表目次)

(図)

図 1	外国人入国者数の推移	2
図 2	主な国籍（出身地）別入国者数の推移	3
図 3	男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成 21 年）	4
図 4	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	6
図 5	観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数（平成 21 年）	7
図 6	就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	7
図 7	「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	10
図 8	「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	11
図 9	「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	11
図 10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	12
図 11	主な国籍（出身地）別被上陸拒否者数の推移	17
図 12	外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	19
図 13	主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移	20
図 14	就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移	22
図 15	日本人出国者数の推移	29
図 16	男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成 21 年）	30
図 17	主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移	33
図 18	口頭審理請求件数及びその比率の推移	42
図 19	主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況	43
図 20	難民認定申請の形態と手続	51
図 21	団体監理型受入れの制度見直し前後の概要の比較	78
図 22	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	81
図 23	入国管理局組織表	114
図 24	法務省入国管理局所管事項	115
図 25	入国管理官署職員定員の推移	118
図 26	予算額の推移	121
図 27	電算関連主要予算額の推移	122

(表)

表 1	在留資格別新規入国者数の推移.....	5
表 2	特例上陸許可件数の推移.....	13
表 3	滞在期間別外国人単純出国者数の推移.....	14
表 4	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移.....	15
表 5	口頭審理の処理状況の推移.....	16
表 6	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移.....	18
表 7	入国事前審査処理件数の推移.....	18
表 8	在留の資格別外国人登録者数の推移.....	21
表 9	在留審査業務許可件数の推移.....	25
表 10	国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移.....	26
表 11	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移.....	26
表 12	国籍別技能実習への移行者数の推移.....	27
表 13	職種別技能実習への移行者数の推移.....	27
表 14	国籍（出身地）別永住許可件数の推移.....	29
表 15	滞在期間別日本人帰国者数の推移.....	31
表 16	国籍（出身地）別不法残留者数の推移.....	33
表 17	在留資格別不法残留者数の推移.....	34
表 18	退去強制事由別の入管法違反事件の推移.....	35
表 19	国籍（出身地）別入管法違反事件の推移.....	35
表 20	国籍（出身地）別不法入国事件の推移.....	36
表 21	国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移.....	36
表 22	国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移.....	36
表 23	国籍（出身地）別不法上陸事件の推移.....	37
表 24	国籍（出身地）別不法残留事件の推移.....	37
表 25	国籍（出身地）別資格外活動事件の推移.....	38
表 26	国籍（出身地）別不法就労事件の推移.....	39
表 27	就労内容別不法就労事件の推移.....	40
表 28	稼動場所別不法就労事件の推移.....	40
表 29	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移.....	41
表 30	退去強制事由別退去強制令書の発付状況.....	42
表 31	仮放免許可件数の推移.....	43
表 32	退去強制事由別在留特別許可件数の推移.....	44
表 33	国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移.....	44
表 34	国籍（出身地）別被送還者数の推移.....	44
表 35	送還方法別被送還者数の推移.....	45
表 36	国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移.....	46
表 37	国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成 21 年）.....	47

表 38	国籍（出身地）別出国命令書の交付状況.....	48
表 39	難民認定申請数の推移.....	49
表 40	難民認定申請の処理数の推移.....	50
表 41	庇護数の推移.....	50
表 42	難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況の推移.....	51
表 43	人身取引の被害者数（平成 21 年）.....	54
表 44	人身取引被害者数の推移.....	54
表 45	D V 被害者把握状況（平成 21 年）.....	55
表 46	事由別新規登録及び登録閉鎖の状況.....	56
表 47	変更登録の状況.....	57
表 48	登録確認の状況.....	58
表 49	受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移.....	79
表 50	類型別「不正行為」認定件数（平成 21 年）.....	79
表 51	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移.....	82
表 52	出入国管理関係訴訟（本案事件）受理件数の推移（平成 21 年末現在）.....	111
表 53	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況.....	116
表 54	入国管理官署職員定員の推移.....	118
表 55	収容定員の推移.....	122